

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和8年6月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和8年5月25日

湯河原町長 内 藤 喜 文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町中央二丁目14番地7付近において発生した公用車の接触事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- | | |
|----------|----------------|
| 1 損害賠償の額 | 相手方1 金42,709円 |
| | 相手方2 金122,712円 |
| (内 容) | 車両の修理費用の一部 |

- | | |
|------------|----------------|
| 2 損害賠償の相手方 | 相手方1 湯河原町在住の個人 |
| | 相手方2 湯河原町在住の個人 |

- | | |
|---------|--|
| 3 事故の概要 | 令和8年2月6日午前11時50分頃、湯河原町中央二丁目14番地7付近丁字路において、町職員が運転する公用車が、減速して交差点に進入した際、左折してきた相手方1の車両と接触し、これを破損させた。また、接触により飛散した車両部品が、事故発生場所付近に駐車していた相手方2の車両に接触し、これを破損させた。 |
|---------|--|